

湖南省リサイクル推進活動奨励金交付要綱

平成16年10月1日

告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、湖南省内でリサイクル推進活動を実施している各種団体（以下「団体」という。）に対し、この告示の定めるところにより、予算の範囲内においてリサイクル推進活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、ごみ減量化及び資源の再生利用の推進を図り、もって市民のごみ問題に対する意識の高揚に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象は、市内の区、地域住民で構成する婦人会、子ども会、老人会、PTA等の社会教育関係団体、及び地域住民が地縁に基づいて結成した地域団体（以下「団体」という。）とする。

2 その他市長が特に必要と認めた場合は、前項に規定する団体以外についても交付対象とすることができる。

(団体の登録)

第3条 前条に規定する団体で、奨励金の交付を受けようとするときは、リサイクル推進活動団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録するものとする。

2 前項の規定により届出をした団体が、当該届出に係る事項を変更しようとするとき、又は事業を廃止するときは、速やかにリサイクル推進活動団体登録変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 湖南省リサイクル推進活動団体登録の有効期間は、申請書を受理した翌日から当該年度の末日までとする。

(対象事業)

第4条 奨励金の対象は、前条に規定する団体が、次の各号に定めるものを回収し、売却する事業とする。

- (1) 紙類 新聞紙、雑誌、ダンボール等
- (2) 繊維類 古着、布きれ等

(実施期間)

第5条 奨励金交付の対象となる活動の実施期間は、当該年度の末日までとする。

(奨励金の額)

第6条 奨励金は、市長が予算の範囲内で別に定める。ただし、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 市長は、第4条に定める事業が逆有償となった場合、予算の範囲内でこれを補填することができる。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金を受けようとする団体は、リサイクル推進活動奨励金交付申請書（様式第3号）に取引伝票（様式第4号）又は業者発行の買上明細書を添付して、事業完了後1箇月以内又は、事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項により補助金の交付決定をしたときは、速やかに決定の内容及び条件を、補助金を申請した団体にリサイクル推進活動奨励金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（奨励金の実績報告）

第9条 第7条のリサイクル推進活動奨励金交付申請書（様式第3号）と添付の取引伝票（様式第4号）又は業者発行の買上明細書をもって、事業の実績報告書に兼ねるものとする。

（奨励金の交付確定）

第10条 市長は、当該報告書等の書類の審査によりその報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確かめ、適合する場合は、交付金額の確定を行い補助事業団体にリサイクル推進活動奨励金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（奨励金の請求）

第11条 前条により交付確定を受けた団体はリサイクル推進活動奨励金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第12条 市長は、前条の請求書を受理したときは、当該受理した日から30日以内に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、団体に既に交付した奨励金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為があったとき。

（その他）

第14条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の甲西町リサイクル推進活動奨励金交付要綱（平成8年甲西町告示第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成18年告示第24号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。